

振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

平成二十四年 月 日
佐倉市告示第 号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。
なお、関係図面は、佐倉市経済環境部環境保全課において閲覧に供する。

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	午前八時から午後七時まで	午後七時から翌日の午前八時まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	六十デシベル以下	五十五デシベル以下
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下

備考

一 第一種区域及び第二種区域に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

二 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、平成二十四年 月 日現在において、都市

計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。